

別 冊

三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）  
（最終案）

令和4年 月  
三 重 県



## 目次

### 第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間.....	2
4 ギャンブル等依存症の定義.....	2

### 第2章 ギャンブル等依存症に関する本県の現状

1 ギャンブル等の現状 .....	3
2 ギャンブル等依存症患者の状況.....	5
3 ギャンブル等依存症に関連して生じる問題.....	8
4 医療提供体制 .....	10
5 相談支援体制.....	10

### 第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念 .....	12
2 基本方針 .....	12

### 第4章 重点課題及び取組の具体的内容

1 ギャンブル等依存症の予防教育・普及啓発.....	14
2 ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入.....	18
3 ギャンブル等依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実.....	20
4 ギャンブル等依存症の治療体制の整備・充実.....	23
5 ギャンブル等依存症問題に対応できる人材の育成.....	24

### 第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制 .....	25
2 計画の進行管理と見直し.....	26

### 参考資料

1 県内の依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関・相談拠点 一覧表.....	28
2 ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号） .....	29
3 計画策定の経過 .....	37
4 三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会委員名簿.....	38



## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

- 多くの人々が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、本人及びその家族等の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
  
- また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるにもかかわらず、その当事者や家族等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由で、ギャンブル等依存症当事者等が必要な治療や支援を受けられていない現状があります。
  
- このような中、国において、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。
  
- また、基本法においては、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るための、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定が国に義務付けられるとともに、都道府県についても、「基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。」とされました。
  
- このような状況をふまえて、本県では、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、国が平成31年4月に策定した基本計画を基本としつつ、県の実情に即した「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条第1項の規定に基づき、本県が策定する「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

また、本県の「三重県医療計画」、「三重の健康づくり基本計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」及び「三重県アルコール健康障害対策推進計画」等の関連する他の計画との整合を図ったものとしています。

## 3 計画の期間

基本法第13条第3項において、都道府県は少なくとも3年ごとに県計画に検討を加え、必要があると認めるときには変更するよう努めることとされていますが、国において基本計画（第2期）の策定が進められていること等をふまえ、本計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

(年度)									
R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
基本計画（第1期）			基本計画（第2期）			基本計画（第3期）			
本計画（第1期）（※4年間）						本計画（第2期）			

※第1期のみ4年間、第2期以降は3年間の予定

## 4 ギャンブル等依存症の定義

依存症とは、アルコールや薬物等の特定の物質を摂取することや、ギャンブル等の特定の行為に、過度にのめり込むことにより、「やめたくても、やめられない」状態のことです。

依存症の種類は、大きく分けて「物質依存」と「プロセス依存」の2種類があります。ギャンブル等依存症は、特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめり込んでしまう「プロセス依存」にあたります。

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義しており、本計画においても同様に定義します。

## 第2章 ギャンブル等依存症に関する本県の現状

### 1 ギャンブル等の現状

#### (1) 県内の公営競技の状況

- 四日市競輪場（四日市市）、松阪競輪場（松阪市）、ボートレース津（津市）の3か所が各市により運営されています。（表1）
- 場外の投票券売場としては、外向発売所津インクル（津市）、ボートレースチケットショップ名張（名張市）、川越場外車券売場（川越町）、サンアール磯部（J-PLACE磯部）（志摩市）があります。（表1）

表1 県内にある公営競技の状況

	競技場名	競技施行者
競輪	四日市競輪場	四日市市
	松阪競輪場	松阪市
	川越場外車券売場	松阪市
モーターボート	ボートレース津	津市
	外向発売所津インクル	津市
競走	ボートレースチケットショップ名張	津市
競馬	サンアール磯部（J-PLACE磯部）	愛知県競馬組合

出典：三重県調査

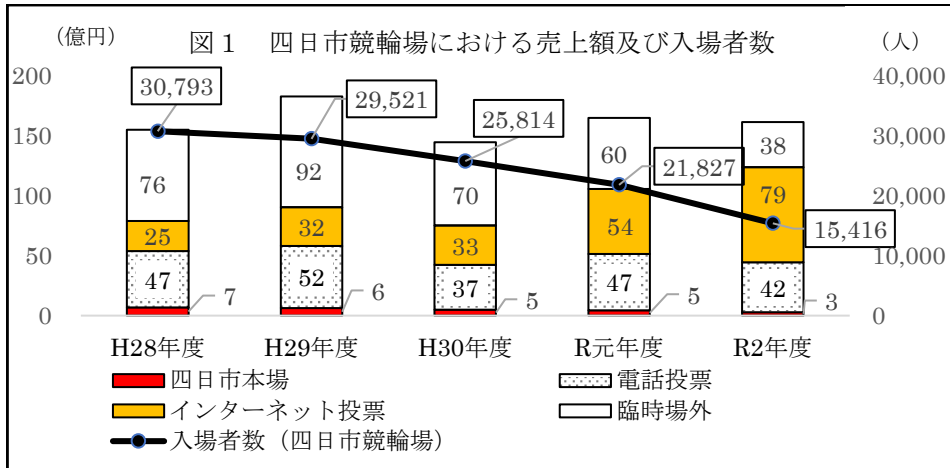
- インターネット等での投票が可能で、レースのライブ映像をテレビ、パソコン、スマートフォン等で閲覧できるため、競技場等に行くことなく、どこでも投票等が行える環境です。
- 県内に本場のある公営競技場の令和2年度の売上額を4年前と比較すると、インターネットによる投票の増加に伴い、全ての公営競技場において増加しています。一方、本場の入場者数は全ての公営競技場において減少しています。（表2 図1～3）

表2 県内に本場のある公営競技場の売上額（場外分を含む）

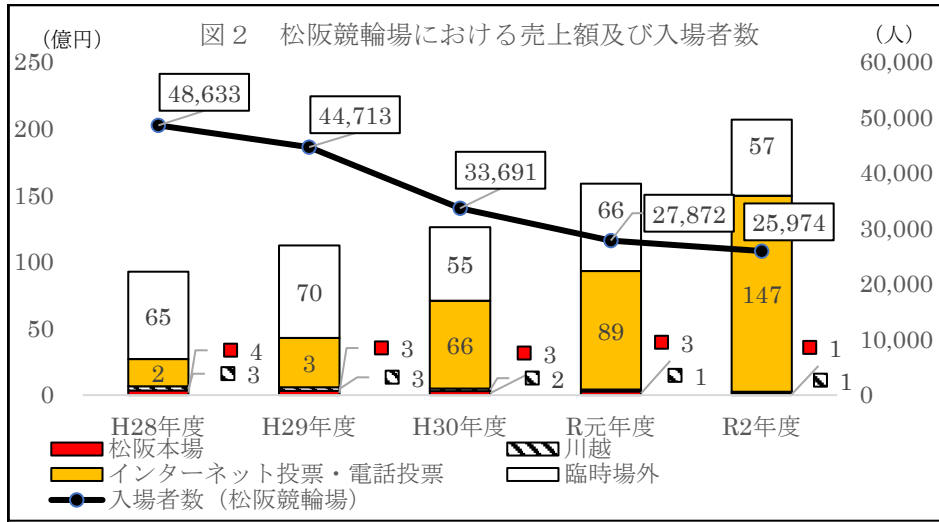
（億円）

競技場名	平成28年度 売上額 (うちインターネット・電話による投票)	令和2年度 売上額 (うちインターネット・電話による投票)
四日市競輪場	155 (72)	162 (121)
松阪競輪場	92 (21)	207 (147)
ボートレース津	313 (130)	544 (437)

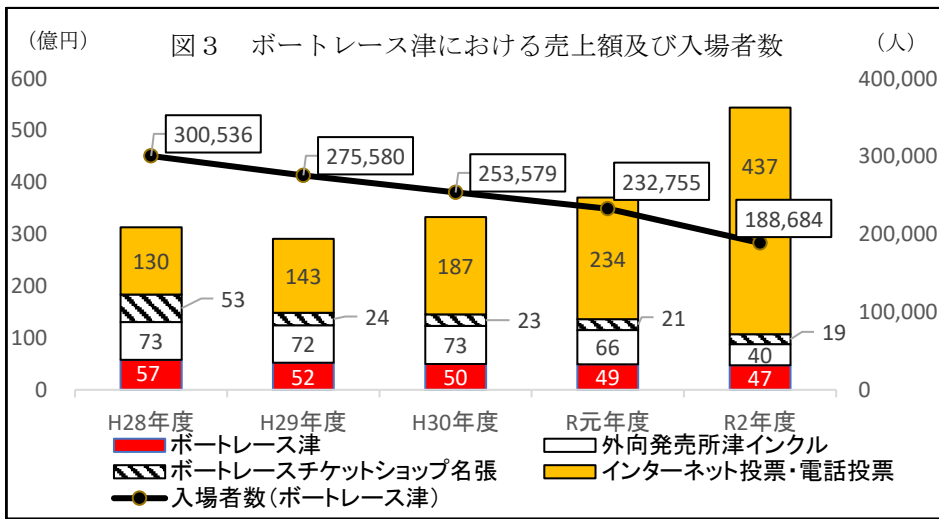
出典：三重県調査



※臨時場外：他の競輪場等で販売した四日市競輪のレース分



※臨時場外：他の競輪場等で販売した松阪競輪場のレース分



※「インターネット投票・電話投票」以外は他場レース（津のレースではない他レース場のレース）の売上額も含まれます。

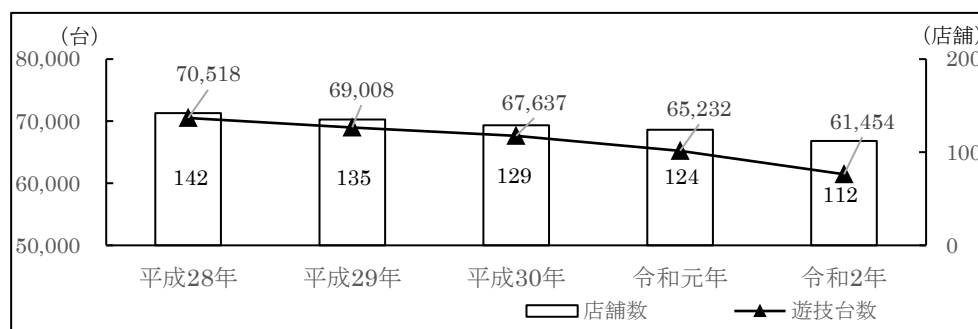
出典：図1～3 各競技施行者からの提供資料により健康推進課にて作成



## (2) 県内のぱちんこ店舗等の状況

- ぱちんこ店舗数は、令和2年12月31日現在112店舗で、4年前と比較して30店舗（約21.1%）減少しています。（図4）
- 遊技台数は、令和2年12月31日現在ぱちんこ、スロット合わせて61,454台で、4年前と比較して9,064台（約12.9%）減少しています。（図4）

図4 県内にあるぱちんこ店舗数及び遊技台数の推移



出典：「全日本遊技事業協同組合連合会HP」

- 人口10万人あたりのぱちんこ店舗数及び遊技台数（令和2年の店舗数及び遊技台数を令和2年10月1日の人口に基づき算出）を全国と比較すると、ぱちんこ店舗数は全国で第39位、遊技台数は全国で第29位となっています。

## 2 ギャンブル等依存症患者の状況

### (1) 過去1年におけるギャンブル等依存症が疑われる者の状況

- 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した「ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」の結果によると、過去1年におけるギャンブル等依存症が疑われる者の割合は、全体で2.2%、男性3.7%、女性0.7%となっています。（表3）
- 全国の人口（令和2年10月1日現在）で換算すると、全体は約191万人、男性は約160万人、女性は約30万人と推計されます。（表4）
- 三重県の人口（令和2年10月1日現在）で換算すると、全体は約2.6万人、男性は約2.2万人、女性は約0.4万人と推計されます。（表4）

表3 ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査の概要

実施根拠等	基本法第23条に基づき令和2年度に実施された実態調査の一つ
実施主体	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター
調査方法	自記式アンケートの回答票を郵送し、郵送・インターネットのいずれかを選択して回答
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より無作為に抽出
調査対象者数	17,955名(18～74歳)
回答者数	8,223名(回答率46.7%)

過去1年におけるギャンブル等依存症が疑われる者(SOGs<sup>※1</sup> 5点以上)の割合[年齢調整後<sup>※2</sup>]

(%)

	男性	女性	合計
割合	3.7	0.7	2.2
(95%信頼区間) <sup>※3</sup>	(3.2～4.4)	(0.4～1.0)	(1.9～2.5)

※1 SOGS (South Oaks Gambling Screen) : 世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト。12項目(20点満点)の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合に依存症の疑いありとされる。

※2 年齢調整後: 全人口における年齢構成と、調査の回答者における年齢構成の差異の影響を取り除くため、令和元年10月1日現在の人口(推計)を基準人口として補正

※3 95%信頼区間: 同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間

出典: 令和2年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

表4 過去1年におけるギャンブル等依存症が疑われる者の推計

(万人)

	合計	男性	女性
全国 <sup>※4</sup>	191	160	30
三重県 <sup>※5</sup>	2.6	2.2	0.4

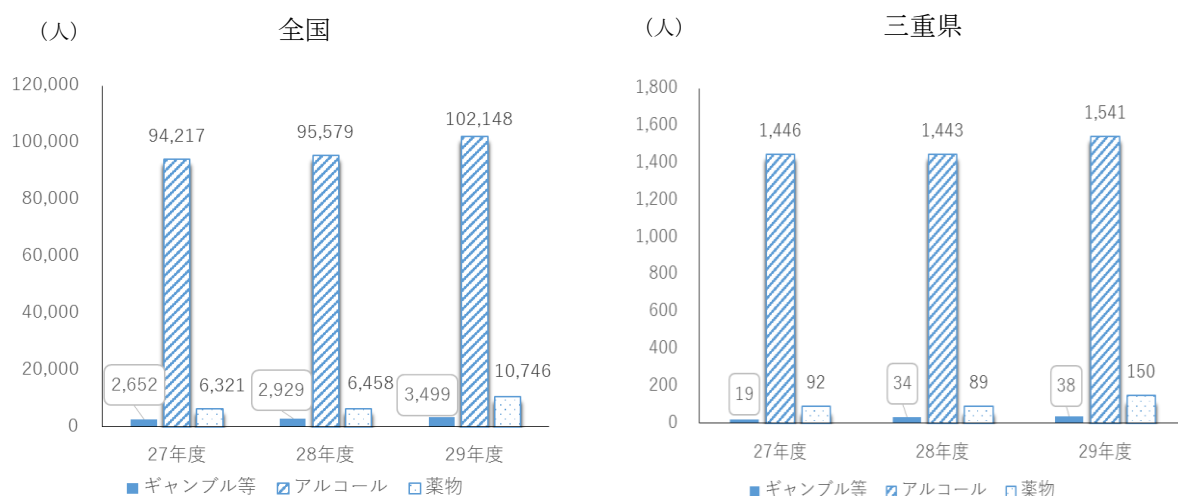
※4 全国の18～74歳人口(令和2年10月1日現在)に推計値を乗じて算出

※5 三重県の18～74歳人口(令和2年10月1日現在)に推計値を乗じて算出

(2) ギャンブル等依存症患者の受診等の状況

- ギャンブル等依存症の外来診療を行っている医療機関に1年に1回以上受診した患者数は、平成29年度において、全国3,499人、三重県38人となっています。これは、(1)の本県における過去1年におけるギャンブル等依存症が疑われる者約2.6万人(推計値)の約0.15%となり、医療機関につながっていない方が多いことが推測されます。(図5)

図5 依存症の外来患者数(年1回以上)の推移

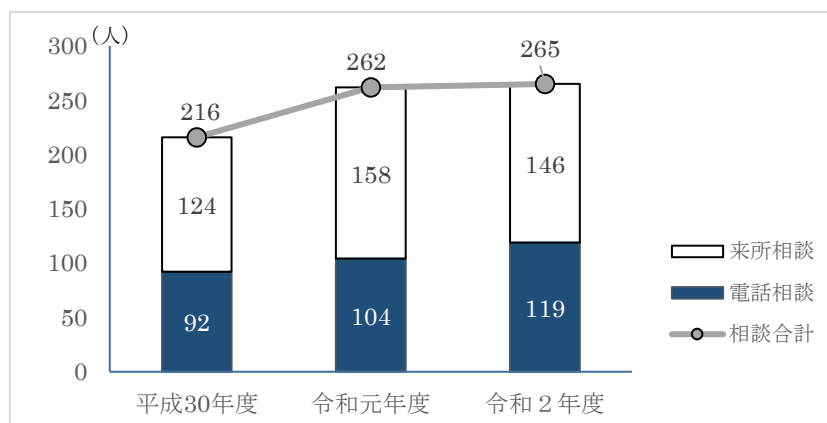


出典：厚生労働省 精神保健福祉資料(NDB)

(3) ギャンブル等依存症に関する相談状況

- 本県の依存症に係る相談拠点(こころの健康センター及び各保健所(9か所))の相談件数は、令和2年度においては、電話119件、来所146件の合計265件となり経年的に増加傾向にあります。(図6)

図6 相談拠点(こころの健康センター及び県内保健所(9か所))における相談件数



出典：三重県調査

### 3 ギャンブル等依存症に関連して生じる問題

一般的に、ギャンブル等依存症になると次の（１）～（６）のような問題が生じる恐れがあると言われており、いずれも本人だけでなく、家族をはじめとする周囲に深刻な悪影響を与えます。

そのため、本人や家族等に、精神的な問題や日常生活・家庭生活・社会生活における様々な問題がある場合、背景にギャンブル等依存症に関する問題がないか確認し、早期に適切な相談や支援につなげ、重症にならないうちに対応することが必要です。

#### （１）多重債務

- ギャンブル等にのめり込むと、次第にお金をつぎ込むようになり、賭け金を確保するために借金を重ねることで多重債務を抱えることになる場合があります。（表５）

表５ 多重債務相談対応件数の推移

※ギャンブル等依存症以外の要因も含む（件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
多重債務 相談対応件数	524	658	661	1,061	790

出典：三重県環境生活部くらし・交通安全課調べ

#### （２）生活困窮

- ギャンブル等にのめり込むと、賭け金を確保するために、生活費を使い込むことで生活困窮に陥る場合があります。（表６）

表６ 生活困窮者からの新規相談対応件数の推移

※ギャンブル等依存症以外の要因も含む（件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活困窮者からの 新規相談対応件数	3,964	3,583	3,346	2,928	9,285

出典：三重県子ども・福祉部地域福祉課調べ

#### （３）配偶者等への暴力（DV）、児童虐待

- ギャンブル等にのめり込むと、賭け金を確保するために、家族など大切な人に嘘をつき、周囲からの信頼を裏切ったり、些細なことで怒り、家族等に対する身体的暴力や生活費を渡さないといった経済的暴力や、子どもに必要な教育を受けさせないといった虐待を行ったりするなど、家族等との関係が悪化し、家庭問題に発展する場合があります。

- 本県のDV相談対応件数は、近年 900 件前後で推移していましたが、令和 2 年度は 1,337 件となり増加が顕著です。(表 7)

表 7 DV相談対応件数の推移

※ギャンブル等依存症以外の要因も含む (件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
DV相談 対応件数	969	843	882	964	1,337

出典：三重県「女性相談所統計」

- 本県の児童虐待相談対応件数は、令和 2 年度は 2,315 件となり、年々増加しています。(表 8)

表 8 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

※ギャンブル等依存症以外の要因も含む (件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童虐待相談 対応件数	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315

出典：三重県「子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書」

#### (4) 自殺

- ギャンブル等による金銭問題や健康状態の悪化、家族・友人等との不和など様々な要因によって精神的に追い込まれ、自殺に至るケースがあります。
- 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した「ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」においても、K6（うつ、不安のスクリーニングテスト）を用いて比較したところ、ギャンブル等依存症が疑われる者（SOGS 5 点以上）は、5 点未満の者より有意に抑うつ・不安が強いことが示されました。また、これまでの希死念慮（自殺したいと考えたこと）や自殺企図の経験割合等についても、SOGS 5 点以上の者で高い結果となっています。
- 人口動態統計によると、令和 2 年は 269 人となり、近年では減少傾向にあります。(表 9)

表 9 自殺者数の推移

※ギャンブル等依存症以外の要因も含む (人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
自殺者数	265	305	293	276	269

出典：厚生労働省「人口動態統計」

#### (5) 犯罪

賭け金の確保を目的とした窃盗（家庭内での窃盗も含む）や詐欺等の犯罪に至るケースも見受けられます。

#### (6) ギャンブル等依存症以外の精神障害

ギャンブル等依存症が高じて、うつ病や不安障害を引き起こし、状況が悪化すると自殺に至る場合もあります。

なお、ギャンブル等依存症の当事者には、発達障害、知的障害、うつ病、不安障害、トラウマ関連障害等の他の精神障害を抱えている場合があり、それらの障害への対応が重要となる場合があります。

### 4 医療提供体制

基本法第 16 条において、「国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。」とされています。

また、基本計画においては、「令和 2 年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市が依存症専門医療機関<sup>1</sup>及び依存症治療拠点機関<sup>2</sup>を整備する」ことが目標とされていました。

本県においても、医療提供体制の整備のため「三重県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定要綱」を制定し、次のとおり選定しました。

#### ○依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）

- ・独立行政法人国立病院機構榊原病院
- ・三重県立こころの医療センター

#### ○依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）

- ・松阪厚生病院
- ・南勢病院

### 5 相談支援体制

基本法第 17 条において、「国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター及び日本司法支援センターにおける相談支援の体制の整備そ

---

<sup>1</sup> 依存症に係る研修を修了した医師が配置され、治療プログラムを有し、自助グループ等と連携して治療を実施する医療機関

<sup>2</sup> 依存症専門医療機関の指定基準を満たし、さらに地域の医療機関等の研修や情報発信をするなど県の依存症治療の拠点となる医療機関

の他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。」とされています。

本県では、依存症当事者及びその家族等からの相談に応じるため、県全体の核となる相談拠点をこころの健康センターに、地域の相談拠点を各保健所（9か所）にそれぞれ設置しています。

## 第3章 基本理念と基本方針

### 1 基本理念

ギャンブル等依存症に関して本県がめざすべき社会の目標像を次のとおりとし、これを基本理念とします。

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を講じることにより、ギャンブル等依存症当事者及びその家族等が支援を受けて、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会の実現をめざします。

### 2 基本方針

基本理念とする社会の実現を図るため、次の3つを基本方針として、ギャンブル等依存症対策を推進します。

#### 3つの基本方針

- (1) ギャンブル等依存症の発症・進行・再発を防止します。
- (2) ギャンブル等依存症当事者とその家族等を支援します。
- (3) 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連する施策との連携を図ります。



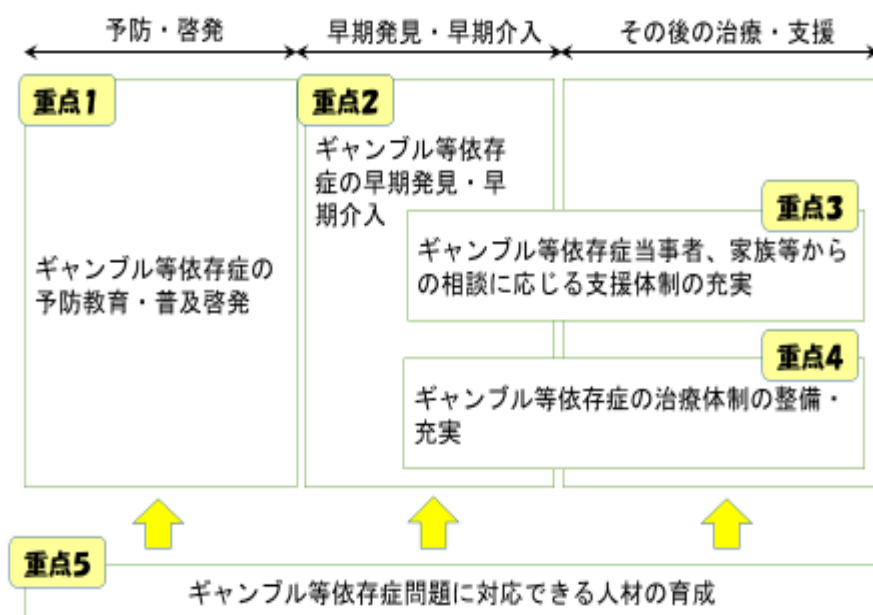
## 第4章 重点課題及び取組の具体的内容

第3章で掲げた基本理念を実現するため、ギャンブル等依存症問題に関する本県の現状をふまえ、5つの課題を重点的に取り組むべき課題（重点課題）とし、それぞれについてめざす姿を定めて、取組を進めます。また、進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルにより対策を推進していきます。

### 5つの重点課題

- 1 ギャンブル等依存症の予防教育・普及啓発
- 2 ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入
- 3 ギャンブル等依存症当事者、家族等からの相談に応じる支援体制の充実
- 4 ギャンブル等依存症の治療体制の整備・充実
- 5 ギャンブル等依存症問題に対応できる人材の育成

三重県ギャンブル等依存症対策推進計画のイメージ図



## 1 ギャンブル等依存症の予防教育・普及啓発

### 【現状等】

公営競技やぱちんこ等を行う人の多くは、節度を持って健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことにより、ギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至る場合がありますが、本人が病気であるという認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること、適切な医療や支援により回復が可能であること等の正しい知識が県民に十分に理解されていない状況です。

そのため、ギャンブル等による問題が生じて、依存症が原因であると本人や家族等が気付きにくく、周囲の理解も得にくいこと等から、適切な医療や相談窓口につながりにくいという課題があります。

学校教育においては、これまで、ギャンブル等依存症の直接的な指導がなされていませんでしたが、学習指導要領解説（平成30年告示）において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症について取り上げることとなり、令和4年度入学生から実施されることとなっています。

公営競技場においては、競技場への入場者数は年々減少しているものの、インターネット等による投票の増加に伴い、売上額は年々増加しています。

また、ぱちんこ・パチスロは、ぱちんこ店に行く必要がありますが、店舗数は県内で112店舗あり、身近で通いやすい状況にあります。

そのため、使用する金額の上限や時間をあらかじめ設定するなど、節度を持って楽しむことが重要ですが、関係事業者においても、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した広告・宣伝、ギャンブル等依存症を生じさせない環境づくりに関する取組が必要です。

### 【めざす姿】

- ギャンブル等依存症について、県民の正しい理解が進むとともに、ギャンブル等依存症の発症が予防できています。

### 【具体的な取組内容】

#### ① 予防教育・普及啓発

- 市町や関係機関と連携し、消費者に対して多重債務問題や多重債務に陥る一因であるギャンブル等依存症について、情報提供を行います。（環境生活部）
- こころの健康センターのホームページにおいて、最新の取組や相談窓口等の情報を掲載します。（医療保健部）

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日から20日まで）において、ポスター展示や関係資料配架など、広く県民への啓発活動を行います。（医療保健部）
  - 高等学校学習指導要領に基づき、保健体育の単元「精神疾患の予防と回復」において、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるとともに、予防と回復には、調和のとれた生活を実践すること、早期に心身の不調に気付くこと、ストレスを緩和することなどが重要であることを理解できるようにします。（教育委員会）
  - 啓発リーフレット等を活用し、医療機関等での患者に対する啓発に努めます。（医療保健部）
  - 県のホームページ等で、ギャンブル等依存症に対する取組や施策等を掲載し、広く啓発します。（医療保健部）
  - 治療拠点機関において、ギャンブル等依存症に関する情報発信を行います。（医療保健部）
  - ぱちんこ営業に関しては、風営適正化法に基づき、ぱちんこ営業者の広告または宣伝が風俗環境を害するおそれのある方法で行われないよう指導を行います。（警察本部）
- ② 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組
- 各関係事業者における普及啓発及び広告に関する取組は次のとおりです。

<p><b>〔四日市市における取組〕（競輪）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告における、車券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおらないような配慮</li> <li>・ 「車券の購入は20歳になってから、競輪は適度に楽しみましょう」等の注意喚起標語のポスター、新聞、ホームページ等への掲載</li> </ul> <p><b>〔津市における取組〕（モーターボート競走）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依存症注意喚起については、記載台・投票機器へのステッカーの掲示、出走表への掲載、場内映像へのテロップの放映を実施</li> <li>・ 依存症に関するリーフレットを相談窓口を設置</li> <li>・ 依存症問題啓発期間を設定し啓発ポスターを掲示</li> <li>・ 舟券購入に対する広告宣伝において射幸心をあおるものを禁止</li> </ul> <p><b>〔松阪市における取組〕（競輪）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告における、車券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等の射幸心をあおらないような配慮</li> </ul>
---

- ・ 「車券の購入は 20 歳になってから、競輪は適度に楽しみましょう」「無理のない資金で、余裕をもってお楽しみください」等の注意喚起標語のポスター掲示、競輪場印刷物の開催リーフレット、出走表、ホームページへの記載、新聞広告等への掲載

#### [三重県遊技業協同組合における取組] (ぱちんこ・スロット)

- ・ 射幸心抑制のための業界自主規制の徹底 (県内では各ホールに相互監視制度による通報制度を創設～令和 2 年度から運用中)
- ・ 広告宣伝に関する Q & A の作成・配布による規制の徹底
- ・ 当たり、揃う、甘釘、大出血、ぞろ目など出玉を想像させる文言や、出玉、コインの積上げ映像・画像等の掲載を禁止
- ・ 安心パチンコ・パチスロアドバイザー制度の運用 (県内各ホールに 2 名以上のアドバイザー研修受講者を配置し、のめり込み客に声かけ励行)
- ・ こども車内放置防止活動 (店内ポスター掲示、駐車場の巡回)
- ・ 部外講師を招いた各種研修会、Web セミナーの開催等

### ③ アクセス制限

- ぱちんこ営業に関しては、風営適正化法に基づく管理者講習において、管理者が行うべき依存症対策に資する活動の一つとして、自己申告・家族申告プログラムを周知する取組を推進します。(警察本部)
- ぱちんこ営業に関して、風俗営業者の禁止行為として、営業所への年少者の立ち入らせの禁止を指導し、適切な運用が行われているか立ち入り等の機会を活用し確認します。(警察本部)
- ぱちんこ営業所における遊技機について、規則に適合した遊技機が設置されているか指導します。(警察本部)
- 各関係事業者における本人・家族申告によるアクセス制限の取組は次のとおりです。

#### [四日市市における取組] (競輪)

- ・ 本人申告または家族申告による入場・入店等制限を実施

#### [津市における取組] (モーターボート競走)

- ・ 本人、家族が希望する場合は手続きに沿った入場制限、インターネット利用購入制限を実施

#### [松阪市における取組] (競輪)

- ・ 本人申告または家族申告による入場・入店等制限を実施
- ・ 行動制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導
- ・ 場内、インフォメーション及びお客様相談室で申告対応の待機

**〔三重県遊技業協同組合における取組〕（ぱちんこ・スロット）**

- ・ 本人申告または家族申告による入場・入店等制限を実施
- ・ 行動制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導
- ・ 遊技時間、金額、週の来店回数、入店禁止措置等

**【参考】**

- ・ 本人申告による実施状況：無（四日市市、津市、松阪市、三重県遊技業協同組合）
- ・ 家族申告による実施状況：無（四日市市、津市、松阪市）、1件（三重県遊技業協同組合）

※令和3年8月末現在

- 各関係事業者における20歳未満（ぱちんこ18歳未満）の者の購入禁止等の取組は次のとおりです。

**〔四日市市における取組〕（競輪）**

- ・ 警備員等による声掛け及び年齢確認の実施
- ・ 車券購入禁止のための標語を掲載したポスターの掲示

**〔津市における取組〕（モーターボート競走）**

- ・ 舟券購入禁止に関する注意喚起（出走表、放映テロップ、場内放送）
- ・ 保安員の巡回、監視カメラによる年齢確認と舟券購入禁止の注意を実施
- ・ A T Mの撤去

**〔松阪市における取組〕（競輪）**

- ・ 警備員等による声掛け及び年齢確認の実施
- ・ 車券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競輪場及び場外発売場における掲示

**〔三重県遊技業協同組合における取組〕（ぱちんこ・スロット）**

- ・ ポスターや年齢確認指さしシート等の店舗入口での掲示による入店制限
- ・ 店員等による声掛け及び年齢確認の実施

**【参考】**

A T Mの設置状況：無（四日市市、津市、松阪市）

※令和3年8月末現在

## 2 ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入

### 【現状等】

ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症当事者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しい、治療及び支援に関する情報を得にくいなどの理由により、ギャンブル等依存症当事者等が必要な治療及び支援を受けられていない場合があります。

本県における平成 29 年度のギャンブル等依存症の外来患者数は 38 人となっています。これは、過去 1 年におけるギャンブル等依存症が疑われる者約 2.6 万人（推計値）の約 0.15% となり、医療機関につながっていない方が多いことが推測されます。

また、ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連していることも指摘されており、本人の治療のためだけでなく、社会問題を解決するためにも、これらの対策とも連携しながら、ギャンブル等依存症を早期に発見し、治療や支援につなげる必要があります。

### 【めざす姿】

- 潜在的なギャンブル等依存症患者がいると各関係機関が理解した上で、ギャンブル等依存症が疑われる者を、関係機関から早期に専門的に治療を行う医療機関や相談・支援機関へつなぐことができる仕組みが構築されています。

### 【具体的な取組内容】

- ① 早期発見・早期介入のための関係機関の連携
  - 消費生活相談において、多重債務に関する相談を受けた場合は、関係機関が連携・協力する「多重債務者相談連携システム」により、迅速に弁護士など専門家につなぐなど、生活再建を支援するとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、適切な専門機関の紹介を行います。（環境生活部）
  - 依存症問題を抱えた当事者等を地域のネットワークで支えられるよう、幅広い関係機関が情報交換、情報共有、連携を図るための依存症ネットワーク会議を開催します。（医療保健部）
  - 県内の精神保健・医療・福祉に関する社会資源情報を幅広く掲載した「こころのケアガイドブック」を更新し、ホームページ上で情報公開します。（医療保健部）

- 各障害保健福祉圏域において、ギャンブル等依存症当事者等への危機介入や治療につなげるための保健所、市町、医療機関、警察、消防等関係機関の連携体制を構築します。(医療保健部)
  - 女性相談所において、DVなどの相談に関連してギャンブル等依存症に関する相談を受けた際は、必要に応じてこころの健康センターや保健所等の相談窓口につなぎます。(子ども・福祉部)
  - 生活困窮者の自立支援に取り組む三重県生活相談支援センターにおいて、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者への適切な支援が実施できるよう、必要に応じて、町社会福祉協議会やこころの健康センター等の関係機関と情報共有を行い、連携した取組を進めます。(子ども・福祉部)
- ② 相談・支援機関と専門医療機関等との連携
- こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」を活用することなどにより、ギャンブル等依存症が疑われる者等について、関係機関から専門的に治療を行う医療機関や自助グループへの紹介が円滑に行えるように情報提供します。(医療保健部)
  - こころの健康センターにおける依存症専門相談や保健所における精神保健福祉相談において、ギャンブル等依存症が疑われる者等に対して適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど、適切な支援を行います。(医療保健部)
- ③ DV対応、児童虐待対応、自殺対策等との連携
- DV相談の対応窓口である女性相談所、各市町女性相談窓口等と専門医療機関等との連携を図ります。(子ども・福祉部)
  - 児童虐待の相談の対応窓口である児童相談所、各市町家庭児童支援室等と専門医療機関等との連携を図ります。(子ども・福祉部)
  - 自殺予防の相談窓口である自殺対策推進センター（こころの健康センター）の自殺予防・自死遺族電話相談、面接相談において、ギャンブル等依存症が関連している者については、専門医療機関等を紹介します。(医療保健部)
  - 保健所や市町、相談支援機関等を対象に、ギャンブル等依存症問題を含む自殺に関する研修等を開催することで、連携を図ります。(医療保健部)
  - 福祉事務所生活保護担当課、消費生活相談窓口、生活困窮者自立支援相談窓口、地域包括支援センター等の相談機関と専門医療機関等との連携を図ります。(医療保健部)

### 3 ギャンブル等依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の充実

#### 【現状等】

本県では、依存症当事者及びその家族等からの相談に応じるため、県全体の核となる相談拠点はこころの健康センター、地域の相談拠点は各保健所（9か所）として設置しています。これらの相談拠点のほか、自助グループ等が相談に対応しています。

ギャンブル等依存症当事者やその家族等が依存症であるという認識を持ちにくく、治療及び支援に関する情報が得にくいなどの理由により、早期の支援につながっていない場合もみられます。

そのため、こころの健康センター、保健所等が中心となり、幅広い関係機関や、自助グループ等との連携により、適切な相談、指導を行い、社会復帰の支援につなげる体制づくりが必要です。

#### 【めざす姿】

- 県全体の相談拠点を中核として、各地域において相談拠点を核とした相談体制が整備され、ギャンブル等依存症当事者及びその家族等がわかりやすく気軽に相談でき、確実に治療や支援につながっています。

#### 【具体的な取組内容】

##### ① 地域における相談支援体制の構築と充実

- 消費生活相談において多重債務に関する相談を受けた場合は、関係機関が連携・協力する「多重債務者相談連携システム」により、迅速に弁護士等の専門家につなぐなど、生活再建を支援するとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、適切な専門機関の紹介を行います。（再掲）（環境生活部）
- こころの健康センターをギャンブル等依存症の県全体の核となる相談拠点として、県民に周知を図ります。（医療保健部）
- こころの健康センターにおいて、依存症問題に関する専門性を備えた医師及び相談員を配置し、関係機関と連携しながら、専門電話相談、専門面接相談、医師相談による相談支援を実施します。（医療保健部）
- こころの健康センターにおいて、依存症問題を抱えた当事者を対象として、SAT-Gプログラム<sup>3</sup>を用いて集団プログラムを実施します。（医療保健部）

---

<sup>3</sup> Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder  
島根県立心と体の相談センター作成のギャンブル障害に特化した認知行動療法プログラム



- こころの健康センターにおいて、依存症問題を抱えた家族を対象として、CRAFTプログラム<sup>4</sup>を用いて家族教室を実施します。(医療保健部)
- こころの健康センターにおいて、県内の精神保健・医療・福祉に関する社会資源情報を幅広く掲載した「こころのケアガイドブック」を更新し、ギャンブル等依存症問題に関する相談窓口について県のホームページ等で県民への周知を図ります。(医療保健部)
- 保健所において、地域のギャンブル等依存症の相談拠点として、市町保健・福祉担当課、保健センター等と連携しながら、ギャンブル等依存症問題に関する相談を実施します。(医療保健部)
- こころの健康センターにおいて、ギャンブル等依存症を含む依存症当事者及びその家族等を支援する地域の保健所、医療機関、相談支援事業所、警察、保護司、自助グループ等が情報共有、連携を図ることを目的として、依存症ネットワーク会議を開催します。(医療保健部)
- 児童相談所においては、「子ども虐待対応の手引き」に基づき、ギャンブル等依存症を含む依存症等の問題を抱える保護者に対し、適切な対応を行います。(子ども・福祉部)
- 各関係事業者における相談体制支援に関する取組は次のとおりです。

**【津市における取組】(モーターボート競走)**

- ・ 依存症相談窓口、依存症相談対応者を設置し相談窓口を周知
- ・ 相談者に対し、年中無休で24時間受け付けできるギャンブル依存症予防回復支援センター及び適切な医療機関の紹介や必要に応じ自助グループの紹介

**【松阪市における取組】(競輪)**

- ・ 依存症相談窓口を設置

**【三重県遊技業協同組合における取組】(ぱちんこ・スロット)**

- ・ 全国施策としてリカバリーサポートセンターを設立し、依存相談の受付

<sup>4</sup> Community Reinforcement And Family Training (コミュニティ強化法と家族トレーニング)

② 民間団体の活動と連携した相談支援

- ギャンブル等依存症当事者への相談支援や社会復帰において重要な役割を果たしている自助グループへの支援を行います。(医療保健部)
- こころの健康センターが開催する依存症ネットワーク会議や依存症研修会等の機会を活用し、自助グループの役割を啓発します。(医療保健部)
- こころの健康センター及び保健所等が行う相談支援について、自助グループとの連携を強化し、ギャンブル等当事者やその家族等が自助グループにつながりやすい仕組みづくりを行います。(医療保健部)
- 専門医療機関等と自助グループとの連携の強化を支援し、ギャンブル等依存症当事者が医療機関から自助グループにつながりやすい仕組みづくりを行います。(医療保健部)

## 4 ギャンブル等依存症の治療体制の整備・充実

### 【現状等】

本県では、ギャンブル等依存症当事者が適切に治療を受けられるよう、治療拠点機関を2か所、専門医療機関を2か所設置しています。

各地域における地域の専門医療機関の整備を進め、ギャンブル等依存症の治療に対応できる医療機関による重層的な治療体制の整備を行う必要があります。

### 【めざす姿】

- 治療拠点機関を中核として、各地域での治療体制が整備され、ギャンブル等依存症当事者が、速やかにかつ継続的に治療を受けることができます。

### 【具体的な取組内容】

ギャンブル等依存症の治療体制の整備・充実

- 地域で早期にかつ継続的にギャンブル等依存症の専門治療が受けられるよう、地域の専門医療機関の整備を図ります。(医療保健部)
- 治療拠点機関による他の医療機関等を対象とした研修を実施し、専門医療機関やその他の精神科医療機関、一般医療機関との連携を図ります。(医療保健部)
- 専門医療機関等について、こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」や県のホームページなどで県民への周知を図ります。(医療保健部)

## 5 ギャンブル等依存症問題に対応できる人材の育成

### 【現状等】

ギャンブル等依存症について、相談支援機関の関心や知識が十分ではなく、生活、福祉、司法、警察等の様々な関係者がギャンブル等依存症問題への対応に苦慮している状況が見受けられます。

ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、ギャンブル等依存症問題に関係する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保・養成を図る必要があります。

### 【めざす姿】

- ギャンブル等依存症の治療やギャンブル等依存症問題に適切に対応できる人材が育成され、ギャンブル等依存症の発症予防につながるとともにギャンブル等依存症当事者及びその家族等が必要な支援を受けられています。

### 【具体的な取組内容】

ギャンブル等依存症の治療やギャンブル等依存症問題に適切に対応できる人材の育成

- ギャンブル等依存症に対応できる各専門分野の医師等を増やす方策を関係機関等と検討し、人材育成を推進します。(医療保健部)
- 依存症問題に関する支援力の向上を目的として、保健所や市町等のギャンブル等依存症当事者及びその家族等の相談に応じる機関や児童相談所、福祉事務所生活保護担当課、地域包括支援センターなど、ギャンブル等依存症問題に対応している様々な関係機関を対象に研修を行います。(医療保健部)
- ギャンブル等依存症に係る専門性向上のため、国等が実施する研修に保健所職員等を派遣するなど、支援力の向上を図ります。(医療保健部)
- 会議や監査等の機会に、生活保護を実施する県内の各福祉事務所に対し、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援を求めています。また、国や関係機関からの情報提供があった場合など、必要に応じて各福祉事務所に情報提供を行っていきます。(子ども・福祉部)

## 第5章 計画の推進体制等

### 1 計画の推進体制

「ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を講じることにより、ギャンブル等依存症当事者及びその家族等が支援を受けて、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会の実現をめざす」という基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。

#### (1) 県、市町及び関係機関等の役割

- 県は、計画の推進のため、国及び市町、関係機関と連携を図り、基本理念を実現するために、重点課題ごとに定めた取組を進めます。また、こころの健康センターは、県全域の核となる相談拠点として、依存症専門相談の実施や人材育成、県全体の相談機関の連携体制の構築を行います。各保健所は、地域の相談拠点として、相談を受けるとともに地域のギャンブル等依存症問題への対応について市町等関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。
- 市町は、住民にとって最も身近な行政機関として、県等と連携し、健康相談等の保健事業や福祉サービス提供等の福祉事業等のさまざまな事業において、ギャンブル等依存症問題の視点をもって取り組むことが期待されます。
- 医療機関等の関係機関は、県が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に寄与するよう努めるとともに、ギャンブル等依存症に係る良質かつ適切な医療や支援を行うことが期待されます。
- 県民は、ギャンブル等依存症に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防に必要な注意を払うことが期待されます。

#### (2) 県の体制

本計画に基づき、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、医療、保健、福祉、教育、警察など、それぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

## 2 計画の進行管理と見直し

計画を着実に推進するため、「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）」のサイクルにより、計画の進捗状況を把握し、より効果的に取組を推進します。また、本計画は令和7年度を目標年度として実施するものですが、本計画の進捗等の状況変化により、必要性が生じた場合は、計画期間中においても適宜見直しを行います。

### （1） 計画（Plan）

本計画により、県におけるギャンブル等依存症対策を推進するために必要な施策を定めます。計画策定については、三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会において調査審議を行ったうえで、三重県精神保健福祉審議会等で意見を聴くとともに、県議会の医療保健子ども福祉病院常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

### （2） 実行（Do）

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。施策の展開にあたっては、医療、保健、福祉、教育、警察等の各分野が協議・連携し、総合的に推進します。

### （3） 評価（Check）

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。とりまとめた年次報告について、三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会等において報告し、施策の達成状況について調査等を行うとともに、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

### （4） 改善（Act）

評価によって明らかになった施策等の課題について、次年度以降の施策展開に反映します。

## 參考資料

## 1 県内の依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関・相談拠点 一覧表

(令和3年12月末現在)

### 【依存症治療拠点機関】

名 称	所在地	電 話
独立行政法人国立病院機構 榑原病院	津市榑原町 777	059-252-0211
三重県立こころの医療センター	津市城山 1 丁目 12-1	059-235-2125

### 【依存症専門医療機関】

名 称	所在地	電 話
松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2	0598-29-1311
南勢病院	松阪市山室町 2275	0598-29-1721

### 【相談拠点】

名 称	所在地	電 話
三重県こころの健康センター	津市桜橋 3-446-34 (県津庁舎保健所棟 2F)	059-223-5243
桑名保健所	桑名市中央町 5 丁目 71 (県桑名庁舎 2F)	0594-24-3623
四日市市保健所	四日市市諏訪町 2-2 (四日市市総合会館 4F)	059-352-0592
鈴鹿保健所	鈴鹿市西条 5-117 (県鈴鹿庁舎 2F)	059-382-8674
津保健所	津市桜橋 3-446-34 (県津庁舎 5F)	059-223-5112
松阪保健所	松阪市高町 138 (県松阪庁舎 2F)	0598-50-0529
伊勢保健所	伊勢市勢田町 628-2 (県伊勢庁舎 1F)	0596-27-5151
伊賀保健所	伊賀市四十九町 2802 (県伊賀庁舎 2F)	0595-24-8080
尾鷲保健所	尾鷲市坂場西町 1 番 1 号 (県尾鷲庁舎 2F)	0597-23-3461
熊野保健所	熊野市井戸町 383	0597-85-2159



## 2 ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）

### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

#### （基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

#### （アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

### (ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

## 第三章 基本的施策

### (教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、

ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第

十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

#### 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
  - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
  - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部

の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

- 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

- 第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。
- 第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。
- 2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

- 第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

- 第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

- 第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)  
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

※施行日：平成三十年十月五日



### 3 計画策定の経過

この計画の策定にあたっては、三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会等において審議いただくとともに、三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会における説明やパブリックコメントを実施しました。

年月日	経過等
令和3年8月30日	第1回ギャンブル等依存症対策推進部会（骨子案検討）
令和3年10月22日	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会へ骨子案を報告
令和3年11月8日	第2回ギャンブル等依存症対策推進部会（中間案検討）
令和3年12月15日	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会へ中間案を報告
令和3年12月17日～ 令和4年1月14日	パブリックコメントの実施
令和4年2月4日	第3回ギャンブル等依存症対策推進部会（最終案検討）
令和4年3月7日	三重県精神保健福祉審議会へ最終案を報告
令和4年3月11日	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会へ最終案を報告
令和4年4月～	計画に基づく施策推進

#### 4 三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会委員名簿

(敬称略 五十音順)

所属	職名	氏名	備考
特定非営利活動法人 三重ダルク	施設長	市川 岳仁	
三重県遊技業協同組合	専務理事	伊藤 正彦	
三重県司法書士会	理事	岩城 厚子	
三重弁護士会	三重弁護士会 推薦弁護士	金森 邦義	
三重県精神科病院会	会長	齋藤 純一	
公益社団法人三重県医師会	理事	齋藤 洋一	
ギャンブル依存症問題を考える会 三重支部	支部長	澤田 香澄	
三重県保健所長会	所長	土屋 英俊	
津市ボートレース事業部経営管理課	次長兼参事	永田 和幸	
松阪市産業文化部競輪事業課	主幹	福島 慎也	
四日市市商工農水部けいりん事業課	次長兼課長	村田 真司	
独立行政法人国立病院機構 榊原病院	院長	村田 昌彦	会長
三重県立こころの医療センター	院長	森川 将行	



三重県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和4年 月

三重県医療保健部健康推進課  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
電話 059-224-2273 FAX 059-224-2340  
E-mail kenkot@pref.mie.lg.jp